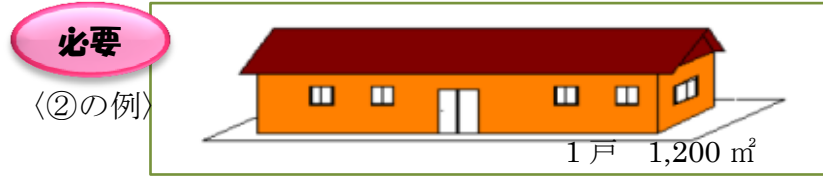


◇立地適正化計画・事前届出制度◇

住宅

○開発の場合

- ① 3戸以上の住宅の建築目的による開発
- ② 1戸又は2戸の住宅で、その規模が1,000㎡以上



○建築等の場合

- ① 新築または、改築・用途変更により3戸以上の住宅とする場合



〈出典〉国土交通省資料を基に作成

開発・建築等の計画の事前相談
(区域等の確認)

都市計画課までご相談・お問い合わせください。

区域外

区域内

立地適正化計画制度の**事前届出が必要**です！
[詳しくはこちら](#)

事前届出後

これまでどおり、開発・建築等の手続きが必要です。

開発	○3,000㎡以上： 開発許可申請（佐賀県） ○1,000～3,000㎡未満： 開発行為届出（小城市）
建築	建築確認申請

※農地を転用する場合

開発・建築を行う前に、農地転用の手続きが必要です。農地によって転用基準が異なります。詳しくは農業委員会へお尋ねください。

※農振農用地(青地)を転用しようとする場合

農地転用の前に、農振除外の手続きが必要です。詳しくは農林水産課へお尋ねください。

開発・建築について、
[詳しくはこちら](#)をご覧ください。

農地に関することは、[こちら](#)をご覧ください。